

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 赤 川 廣 喜

同 増 田 仁 視

同 西 野 与 五 郎

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告の提出について  
(地域自治振興事業交付金)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第71項の規定による、平成25年度財政援助団体等の監査を実施し、同条第91項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成25年10月2日(水)	西地区自治振興会
平成25年10月2日(水)	北日野地区自治振興会
平成25年10月3日(木)	神山地区自治振興会
平成25年10月3日(木)	東地区自治振興会
平成25年10月4日(金)	しらやま振興会
平成25年10月4日(金)	坂口地区うららの町づくり振興会

2 監査の対象

6地区自治振興会(地域自治振興事業交付金)  
(平成23.24年度中の財政的援助を与えた事務事業)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、6地区自治振興会(以下「振興会」という。)に対し、平成23年度及び24年度に本市が交付した「地域自治振興事業交付金」における出納その他の事務及び振興会事業に係る所管課の事務が関係法令等にとり適正かつ効率的に行われているかという観点から次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 補助金の交付手続きは適正か。経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 補助金が交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。  
また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 事業成績、財政状況は、適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 補助金等に関する出納関係帳簿の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。

(2) 監査の実施方法

- ア 補助金等の交付申請手続等について、補助要綱に準拠して適正に行われているか、補助要綱と補助金交付申請書、補助金交付指令書を照合することにより確認を行った。
- イ 補助金等が補助等の目的以外に流用されていないか、また、補助金等の收受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、補助要綱、補助金交付申請書、事業実績報告書及び領収書等出納証拠書類等の照合により確認を行った。
- ウ 事業実績報告書について補助要綱に定められた時期に提出されているか、条件が履行されているかについて、補助要綱及び実施関係書類と照合により確認を行った。
- エ 当該団体への財政的援助に関係する所管課等が、事業実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認を行い、指導監督を適切に行っているかについて関係職員から説明を聴取するなどの方法により確認した。

第2 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。